

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）第13条（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり閲覧及び謄写を行う場所を定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、特定非営利活動促進法及び特定非営利活動促進法施行条例に基づく縦覧に供する場所及び閲覧を行う場所の指定（平成10年11月17日公告）は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

平成24年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

## 第1 縦覧に供する場所

- 1 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
- 2 申請に係る法人の主たる事務所の所在地を所管する各総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課

## 第2 閲覧及び謄写を行う場所

- 1 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター
- 2 提出に係る法人の主たる事務所の所在地を所管する各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の保健環境部環境生活課

# NPO法人の事業報告書等の 閲覧・謄写場所について

NPO法人の事業報告書等は、閲覧・謄写が可能です。  
道庁の閲覧・謄写の場所は、総務部人事局法制文書課行政情報センターです。  
なお、NPO法人の事務所所在地を所管する総合振興局・振興局でも閲覧・謄写できます。



## ○事業報告書等のホームページ掲載について○

NPO法人の提出した最新の定款、3年度分の事業報告書等(事業報告書、活動計算書(収支計算書)、貸借対照表及び財産目録)は、「北海道市民活動団体情報提供システム」でもご覧いただけます。

北海道市民活動促進センター「北海道市民活動団体情報提供システム」

<http://www.do-shiminkatsudo.jp/nposearch/>